

令和元年度第2回 市川市個人情報保護審議会

【資料一覧】

インデックス No.	資料 件 名
1	次 第
2	令和元年度第1回市川市個人情報保護審議会 委員からの意見等
3	答申書（案）
4	安全確保措置に関する規程で定める項目
5	個人情報ファイル簿一覧 ※非公開情報

【令和元年度第2回市川市個人情報保護審議会】 次第

日 時：令和元年6月10日（月） 13：30～
会 場：市川市役所仮本庁舎4階 第1委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

諮問事項に係る検討について

ア 実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準について

イ 実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置に関する基準について

3 その他

4 閉 会

令和元年度第1回市川市個人情報保護審議会での審議における意見について

○実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準について

- ・ 実施機関非識別加工情報を提供した後のセキュリティ確保の観点から、提供した後に事業者から報告を受けるだけで十分なのか。
- ・ 提供を受けたいくつかの事業者が各データを合体させることにより、個人情報識別できるようにならないようにする必要がある。
- ・ いわゆる「名簿屋」という業者によって加工された名簿が市場に出回っているということもあるようなので、市もリスク管理を徹底してほしい。
- ・ 善意の事業者だけであるとは限らないので、リスク管理には十分注意してほしい。
- ・ リスク管理の観点から、利用契約や提案審査、提供後の事業者からの報告のほか、条例で罰則規定を設けるなどの方法も今後検討していく必要がある。

(案)

市個審議答申第1-1号

令和元年 月 日

市川市長 村越 祐民 様

市川市個人情報保護審議会

会長 奥川 貴弥

答 申 書

令和元年5月15日付け市川第20190513-0289号にて諮問のありました実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準及び実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置に関する基準について、当審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申いたします。

記

別紙「実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準」及び「実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準」は、個人情報保護の観点から、適切な基準である。なお、実施機関非識別加工情報を慎重に取り扱う必要があることから、以下の点に留意するよう要望する。

- 1 事業者から実施機関非識別加工情報の利用期間経過後に受ける報告は、形式的なものとならないようにし、確実に実施機関非識別加工情報の返還を受けること。
- 2 実施機関非識別加工情報の取扱いに対する市民の信頼を確保し、個人情報保護を徹底するためにも、リスク管理の徹底に努めること。

別紙

○実施機関非識別加工情報の作成の方法に関する基準

市川市個人情報保護条例第24条の10第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に実施機関において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

別紙

○実施機関非識別加工情報等の安全確保の措置の基準

市川市個人情報保護条例第24条の15第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 実施機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って実施機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 実施機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による実施機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

《安全確保措置に関する規程で定める項目》

- ・非識別加工情報が記録されている情報媒体は、施錠管理などの方法により厳重に保管する。
- ・非識別加工情報の漏えいを防止するため、スマートフォン、USBメモリなどの情報システム端末への接続を制限する。
- ・非識別加工情報記録媒体から離れるときは、ログオフを可能な限り行うことで非識別加工情報の第三者閲覧を防止する。
- ・非識別加工情報の抽出、加工などの取扱いの業務を外部業者に委託する場合には、委託契約書に、秘密保持などの条項を盛り込むこととする。
- ・非識別加工情報の漏えい等の事案が発生した場合は、総務課長にその旨を報告し、再発防止策を講じるものとする。